

道路交通法の改正（物損のみの事故発生時の対応）

今般、エルサルバドルの道路交通法が改正され、物損のみの事故が発生した場合は、関係車両を公道の妨げにならないように事故発生場所から安全な場所に移動しなければならなくなりました。

●今般、道路交通法第176条4項が改正され、2月7日から物損のみの事故が発生した場合は、関係車両を公道の妨げにならないように、事故発生場所から安全な場所に移動しなければならなくなりました。移動しなかった場合は、罰金が科せられます。ただし、車両の損傷が激しく、移動が不可能な場合はその限りではありません。

●警察官の現場検証や保険会社等の現場調査が必要な場合は、公道の妨げにならない安全な場所に車両を移動する前に、携帯電話・カメラ・電子機器等の手段を用いて、現場の状況や車両等を写真やビデオで撮影し、データを保存する必要があります。これらのデータは、証拠とすることができます。

●なお、負傷者や死亡者が発生した事故の場合は、従来どおり警察官等が事故現場に到着するまで、車両を動かしてはいけません。負傷者のケアや事故対応が完了後、警察官から車両移動の指示があった場合は、従う必要があります。指示に従わず移動しない場合は、罰金が科せられます。

当国は、交通事故が増加傾向にあります。万が一、交通事故が発生した場合は、焦りから周囲の状況が見えなくなる可能性があります。交通事故発生後の処理中に、後続車からの追突等、二次災害が起きる可能性もあるため、周囲の状況をよく確認し十分にご注意いただくようお願い申し上げます。